

# 共同募金運動

平成 23 年度 10 月 1 日（土）から

共同募金運動が始まりました。

期間は 12 月 31 日（土）までの 3 ヶ月です

昭和 22 年に『国民たすけあい運動』として始まった赤い羽根共同募金運動、毎年一回全国一斉に募金活動を行うため、厚生労働大臣の告示によって募金期間が定められています。共同募金は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための「募金」と「配分」に関する計画を立てる募金です。地域の方々のご協力をよろしくお願い致します。

